

令和 7 年度 小杉駅周辺公共空間等活用推進業務委託仕様書

(適用範囲)

本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和 7 年度 小杉駅周辺公共空間等活用推進業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

小杉駅周辺地区では、川崎市の広域拠点として「都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、民間活力を活かしながら、誰もが駅を中心に安全で快適に歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを目指し取組を進めている。

今後、小杉駅北口駅前の事業が予定されており、当該事業が完成することで駅周辺のまちづくりが概成することから、まちの一層の賑わい・交流の創出に向けたまちづくりが重要となってくる。

昨年度、市制 100 周年記念事業を契機として取り組んだ公共空間等を活用したイベントの実施により、機運の醸成や一定の成果が表れている。

本業務は、100 周年記念事業のレガシーとして、昨年度までに構築した自らまちに関わり、まちを盛り上げる市民・企業・団体等とのつながりを活かすとともに、公共空間等の活用の継続、さらなる発展に向けた取組を推進し、官民連携や民間主体でまちを盛り上げる機運の醸成及びまちの一層の賑わい・交流を創出することを目的とする。

(業務内容)

本業務の目的を踏まえた具体的な内容は、次の（１）～（５）のとおりとする。詳細については、甲乙打ち合わせによるものとする。

（１）公共空間を活用したイベント等の企画立案（別紙 履行範囲参照）

小杉駅周辺における公共空間等の活用による面的な賑わい・交流の創出に向けた、イベント等の企画立案を行う。

（２）実施体制、実施スケジュール等の構築

上記（１）を基に、実効性のある実施体制、実施までの段取り・法令等手続きに加え、実施スケジュール等を構築する。また、実施期間については、既存団体等との連携・調整を行い、適切に設定すること。

（３）イベント等の実施

公共空間を活用したイベントを実施する。

また、実施に当たっての事前周知やイベント参加者等の意見抽出を行う

① イベント等の事前周知方策

② イベント参加者等の意見聴取方法の検討と実施

(4) 効果検証

上記(3)の意見聴取も踏まえ、イベント等の効果検証を行う

- ① 効果検証方策の構築(イベント参加者等の意見聴取方法・実施)
- ② 成果指標等の設定
- ③ 次年度以降の継続的なイベント等実施のスキーム検討

(5) 報告書作成

本業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

- ① (1)～(4)に関する報告書の作成
- ② 写真及び動画の撮影

(実施計画書)

乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務実施計画書(業務概要、工程表、組織表など)を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(契約期間)

契約締結日から令和8年3月13日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

(貸与資料)

甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

(報告の義務)

本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(疑義)

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

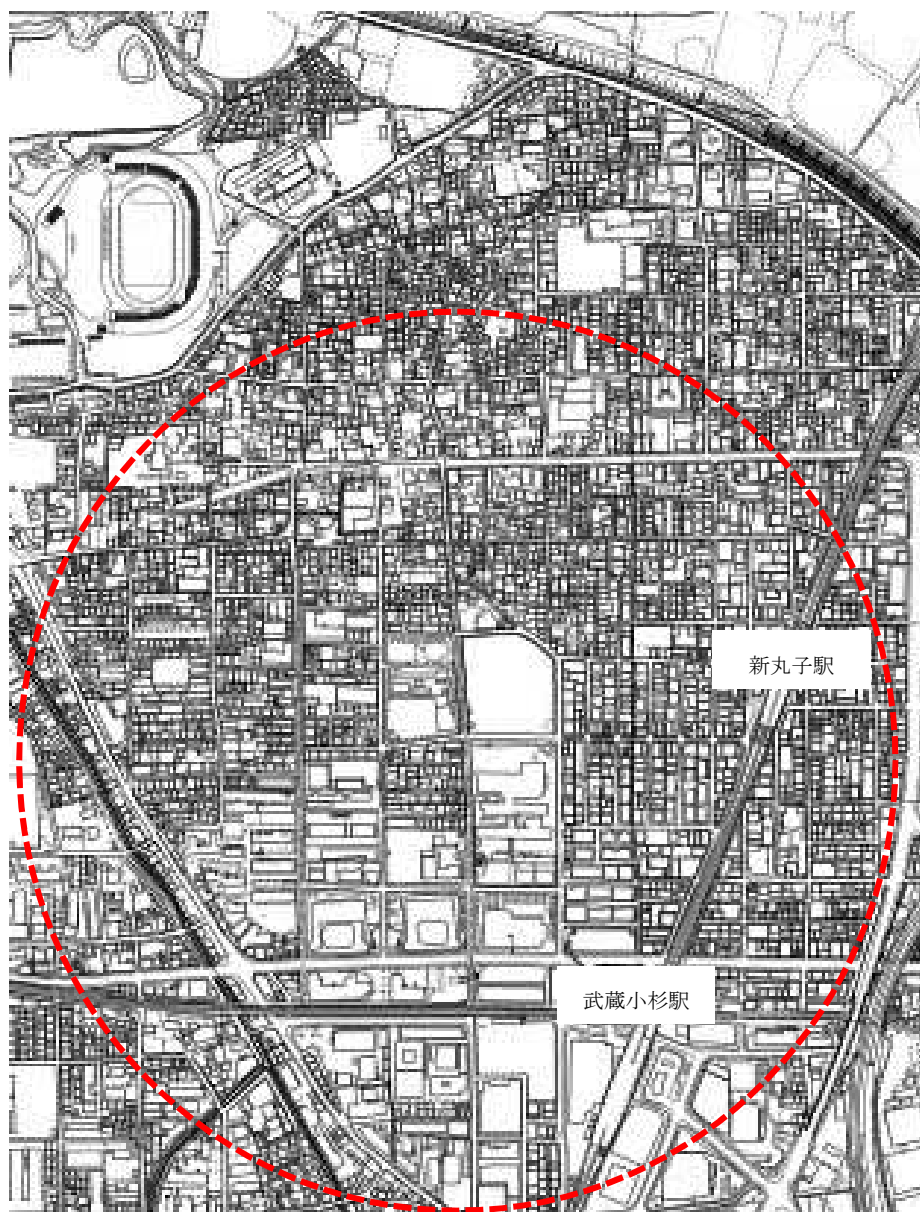
成果品は、次の（１）～（４）のとおりとする。

- （１）報告書 １部
- （２）実証実験実施結果 １式
- （３）写真、動画 １式
- （４）（１）～（３）の電子データ １式

(その他)

やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合には、本業務の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

令和7年度 小杉駅周辺公共空間等活用推進業務委託 履行範囲



業務対象は上記赤点線の公共空間等の活用を基本とするが、詳細については甲乙打合せによる。

個人情報 の 取扱いに 関する 情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第 1 条 この特記事項は、個人情報 の 取扱いを 伴う 事務事業 の 委託に ついて、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第 2 条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報 の 保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報 の 適正な維持管理)

第 4 条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報 の 保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報 の 保護を図るため、個人情報 の 漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報 について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第 5 条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報 を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第 2 章 9（1）オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第 6 条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要な部

分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したもののについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第17条 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから選定しなければならない。

(1) 個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

(2) 日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

(3) クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。

(4) 各種の認定・認証制度（ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001・27017等）の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。

2 受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第18条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、

紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

- 2 この場合、受注者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

（業務の報告又は検査等）

第 19 条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

（教育の実施）

第 20 条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

（契約の解除）

第 21 条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

- 3 第 1 項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第 22 条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

- 3 第 1 項の損害賠償の額は、前条第 1 項により契約を解除する場合には、同条第 3 項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

（違反事実の公表）

第 23 条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第24条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

年 月 日

川崎市長 様

住所（所在地）
商号（法人の場合は名称）
氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）

秘密保持等に関する誓約書
(個人情報の適切な取扱いに関する誓約書)

川崎市の個人情報を取り扱う事務に従事するに当たり、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準など、その他の関連規定に従い、次の事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約します。

- 1 個人情報は、業務目的外に利用しないこと。
- 2 個人情報は、川崎市が書面により承諾した内容を除き、契約の履行により知り得た情報を、第三者に提供しないこと。契約が終了又は解除された後、及び退職後も、同様とすること。
- 3 川崎市の指示により、個人情報の廃棄を要するときは、上記規定に従って、安全・適切に廃棄すること。

氏名	所属

(記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること。)

以上

年 月 日

川崎市長 様

住所（所在地）
商号（法人の場合は名称）
氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）

再委託の意向に関する届 兼 再委託承諾申請書
(個人情報の取扱いを伴う委託)

「 (本委託業務名称) 」業務に係る再委託の意向について、次のとおり届けます。

(業務の再委託)
☐ なし ☐ ある (受託業務を再委託する場合は以下の申請が必要)

「 (本委託業務名称) 」業務に係る業務の一部を他の事業者へ委託することについて、以下のとおり申請します。なお、再委託に当たり、再委託先の個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な管理、監督を行い、自らと同等の個人情報の適切な取扱いを厳守させます。

再委託先名	住所 事業者名 代表者名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託者における安全性 及び信頼性を確保する対 策並びに委託者に対する 管理及び監督の方法	(必要があれば、別紙により補足すること。)
個人情報の適切な取扱い に関する関連資格の所持 等	

以上

〇〇川〇〇第〇〇号
年 月 日

(契約の相手方) 様

川 崎 市 長

再委託承諾書
(個人情報の取扱いを伴う委託)

〇〇年〇〇月〇日付で申請いただいた「-----本委託業務名称-----」業務に係る再委託について、以下の条件を付して承諾します。

再委託先名	住所 事業者名 代表者名
再委託の条件	・委託者は、再委託先に対して必要かつ適切な管理監督を実施するとともに、再委託先に自らと同等の個人情報の適切な取扱いを厳守させること。 ・再委託先における個人情報の取扱いの状況について、管理及び監督を行い、適宜本市に報告すること。
再委託して処理する内容として承諾するもの	
再委託先が取り扱う情報として承諾するもの	

担当 川崎市 局 部 課
電話 044-

以上